

## はじめに

本書は、消防機関の行う救急業務、救助業務及び都道府県の行う消防防災ヘリコプターによる消防活動に関する実施状況について、数値データ等を基に体系的に整理した統計資料集であり、これらの活動に関する現状を的確に把握する上での重要な基礎資料として毎年度発行しているものである。

消防機関の行う救急業務は、昭和38年に法制化されて以来、我が国の社会経済活動の進展に伴って年々その体制が整備され、国民の生命・身体を守る上で不可欠な業務として定着している。平成25年中の救急自動車による救急出動件数は過去最多となり、救急自動車の現場到着までの平均所要時間、病院等収容までの平均所要時間ともに延伸傾向にあり、この状況が更に続いた場合、救命率の低下等が懸念される場所である。

救急搬送については、より迅速かつ効果的に救急業務を行うことを目的として、現状の医療資源を前提に、傷病者の状態に応じた適切かつ円滑な救急搬送及び受入体制の構築を図るため、平成21年に施行された消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）に基づき、都道府県は、消防機関や医療機関等で構成する協議会での審議を経て「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」を策定している。

救急救命士については、平成3年以降、処置範囲の拡大が図られており、平成15年の心肺機能停止傷病者に対する包括的指示下での除細動をはじめ、気管挿管、薬剤（アドレナリン）投与、自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡の使用が認められた。さらに、平成26年4月から、重度傷病者に対する心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液並びに血糖測定と低血糖発作時のブドウ糖溶液投与の処置が追加されたところである。

平成16年に非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められたことを契機に、消防庁では、住民に対する応急手当の普及啓発活動を推進しているところであり、現場に居合わせた人（バイスタンダー）が応急手当を行うことにより、救命率の向上が図られることが期待される。また、平成23年8月からは、より講習を受けやすくする環境整備の一環として、普通救命講習Ⅲ、eラーニングによる代替受講、分割講習、救命入門コースを新設している。

このような状況の中、消防庁では、より質の高い救急業務を実施するため、毎年度「救急業務のあり方に関する検討会」を開催して、今後も進展する超高齢社会における救急需要の増大をはじめとした救急業務の諸課題について検討を行っているところである。

消防機関の行う救助業務は、昭和 61 年 4 月の消防法改正により、救助隊が法的に位置づけられ、対象とする事案は、火災、交通事故、水難事故、自然災害からテロ災害などの特殊な災害まで広範囲に及んでいる。

平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震、平成 17 年 4 月に発生した JR 西日本福知山線列車事故等の大規模な災害事象が発生している状況を踏まえ、全国的な救助体制強化の必要性が高まり、平成 18 年 4 月「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）」を改正し、新たに特別高度救助隊及び高度救助隊を創設した。これらの隊は、従来の救助器具に加え高度な救助器具を装備するとともに、専門的かつ高度な救助技術に関する知識・技術を兼ね備えた隊員で構成され、隊員の教育については、消防大学校や各都道府県、各政令指定都市の消防学校等における教育訓練に取り入れた。

消防庁では、消防組織法第 50 条の規定による無償使用制度により、主要都市に特殊災害対応自動車、特別高度工作車等の車両や携帯型化学剤検知器、陽圧式化学防護服等の資機材を配備している。特に、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災における救助活動の経験を踏まえ、ドライスーツ、小型・軽量のバッテリー式救助用破壊器具等を全国の消防本部に整備するとともに、重機及び重機搬送車並びに大規模震災用高度救助車を配備し、複雑、多様化する様々な救助事案への対応を進めている。

国際消防救助隊については、昭和 61 年 4 月の発足から平成 23 年 2 月のニュージーランド南島地震災害の派遣まで、計 18 回の海外派遣実績を有しており、その高度な知識及び技術を用いた救助活動に対しては、被災国から高い評価が寄せられている。消防庁では、現在、77 消防本部、599 人の隊員を登録し、被災国からの要請に応じ、速やかに国際消防救助隊を現地に派遣することができるよう体制の充実強化を図っている。

航空消防防災体制については、45 都道府県域に 76 機（総務省消防庁保有 5 機を含む）の消防防災ヘリコプターが配備されている。

消防防災ヘリコプターは、消防防災業務に幅広く活用され、平成 25 年中の出動実績は、救急出動 3,256 件、救助出動 2,082 件、火災出動 1,178 件、情報収集・輸送等出動 243 件、緊急消防援助隊出動 109 件で、総出動件数は 6,868 件となっている。

この消防防災ヘリコプターについては、山間部、離島等における救急活動等に極めて有効であることから、今後とも、計画的な整備、積極的な活用と安全かつ効果的な運航を推進していくこととしている。

本書に掲載した統計データは、各都道府県及び消防本部において救急・救助・航空を巡る地域の諸課題に係る検討を深める際の重要な基礎資料として活用できるものであり、本書が救急業務、救助業務及び消防防災ヘリコプターによる消防活動の充実に資することを期待するものである。

平成 26 年 12 月